

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂戸市長 石川 清

市町村名 (市町村コード)	坂戸市 (11239)
地域名 (地域内農業集落名)	中里用水地区 (中里、塚崎、戸口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の生産者の年齢は、60代半ばから70代半ばが中心となっており、複数人で育苗を行うなど、地域として協力体制ができあがっている。10年後を見据えた場合に農地を集積・集約していく「担い手」は、現時点でいないが、今後も引き続き地域としての協力体制が構築できるものと考えられる。課題としては安定的な水の確保が上げられる

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き地域で支えあっていくことで農地の健全な管理を継続していく。農地を集積・集約する「担い手」の発掘に至ってはいないが、今後、該当者が現れそうな場合には地域として柔軟に対応していく。本地域の主要な生産作物は水稻となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

今後の地域の実情に即した形で集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の貸付け意向にも配慮しつつ、農地バンクへの貸付けを行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

安定した生産を行うための基盤整備について必要に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者や法人等、多様な経営体の参入に対して地域として協力して対応する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できるものは適宜、委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料に関する情報を地域で共有していく。

③ドローンによる農薬散布など、作業の効率化・省力化のために地域でスマート農業に関する情報を共有していく。